

船舶事故調査報告書

令和4年8月31日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年10月27日 04時57分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市紀の川河口 和歌山青岸北防波堤灯台から真方位058°900m付近 (概位 北緯34°13.3′ 東経135°08.2′)
事故の概要	プレジャーボート ^{ケンケン} 丸は、南西進中、消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年11月9日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート KENKEN 丸、4.4トン
船舶番号、船舶所有者等	235-53802和歌山、株式会社ディーズコーポレーション
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（同乗者A）
損傷	左舷船底外板に亀裂及び破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期 日出時刻：06時14分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人（以下「同乗者」という。）3人を乗せ、釣り場に向け、紀の川河口を約8ノットの対地速力で南西進中、防波堤の消波ブロック（以下「本件消波ブロック」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、同乗者1人（以下「同乗者A」という。）が軽傷を負っていることを認め、ボートレスキューサービス（BAN：Boat Assistance Network）に救援を要請するとともに海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>船長及び同乗者3人は、来援した巡視艇に救助され、巡視艇棧橋に到着後、同乗者Aが救急車で最寄りの病院に搬送された。</p> <p>船長は、過去に本件消波ブロック付近を昼夜何度も航行し、その存在を知っていたので、GPSプロッターを作動させなくても目視のみで航行できると思っていた。</p> <p>本船は、舵を中央として航走すると、若干左方に曲がる傾向（以下「本船傾向」という。）があった。</p> <p>船長は、操舵室右舷側に立って手動操舵で操船中、本事故の発生直前、操舵室の前面ガラスが湿気で曇ってきたので、同乗者Aと共に同ガラスを拭いていたところ、本船傾向により進路が西南西から南西に変化し、それに伴い周囲の灯火との相対位置関係も変化していたが、</p>

	<p>そのことに気付かなかった。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約0.8mであった。</p>
分析	<p>本船は、西南西進中、船長が、曇った操舵室の前面ガラスを拭いていた際、本船傾向により船首方向が西南西から南西に変化したことから、それに伴い周囲の灯火との相対位置関係も変化して本件消波ブロックに向かうこととなったが、そのことに気付かず、本件消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が西南西進中、船長が、曇った操舵室の前面ガラスを拭いていた際、本船傾向により船首方向が西南西から南西に変化したため、それに伴い周囲の灯火との相対位置関係も変化して本件消波ブロックに向かうこととなったが、そのことに気付かず、本件消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慣れた海域であっても夜間はGPSプロッターを作動させて自船の位置を確認すること。 ・小型船舶の船長は、航行中、操舵室前面ガラスが曇った場合、停船してから同ガラスを拭く、又は、同乗者に拭いてもらい、見張りとして操船に集中すること。